

しみずこども文庫 絵本貸出要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、社会福祉法人鳥取福祉会（以下、法人という。）が管理する「しみずこども文庫」（以下、文庫という。）の貸出に関し必要な事項を定める。
- 2 子どもが絵本や読書に親しむ機会を設け、絵本を通じて子どもの情緒の安定、健全やかな成長や発達を促すことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、文庫とは、「清水 昭允 氏」により寄贈された絵本及び法人が当該文庫用に購入した絵本（別紙1）、収納木箱、汽車型木製玩具をいう。

(貸出施設又は団体)

- 第3条 貸出を受けることが出来る者は、次に掲げる施設又は団体とする。
- (1) 法人が管理運営する保育所及び児童福祉施設
- (2) 鳥取市立保育所
- (3) その他、法人が適当と認める施設又は団体

(貸出申込)

- 第4条 貸出を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、貸出申込書（様式1）を法人へ提出しなければならない。

(貸出の承認)

- 第5条 法人は、前条の貸出申込書の提出があったときはこれを審査し、貸出を行うことが適当であると認めたときは貸出の決定を行う。又、その旨を貸出決定通知書（様式2）により通知する。

(貸出期間)

- 第6条 貸出期間は、最長20日間とし、利用を開始する日より起算する。
- 2 原則、貸出期間の延長は行わない。ただし、法人が必要と認めた場合はこの限りでない。

(貸出条件)

- 第7条 法人は貸出を承認する場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。
- (1) 利用者は、貸出を受けた日から返却するまでの間、責任を持って管理すること。
又、使用の際は最善の注意をもって使用するとともに、改造しないこと。
- (2) 文庫の運搬に要する一切の費用は利用者が負担するものとする。ただし、双方で合意した場合はこの限りでない。

- (3) 万一、汚損、破損、紛失等があったときはこれを原状回復し、又は原状回復に要する費用を負担しなければならない。ただし、法人が免除することが適当と認められた場合はこの限りでない。
- (4) 譲渡及び転貸しないこと。
- (5) 本来の目的以外で使用しないこと。
- (6) 返却時は、次の利用者のために衛生処理（アルコール消毒等）を行うこと。
- (7) 使用に係る事故や怪我等について、法人は一切の責任を負わないものとする。
- (8) 使用に際して問題が生じた場合は、速やかに法人に連絡すること。
- (9) 第1号から第8号までに掲げるもののほか、法人の指示に従うものとする。

(使用料)

第8条 文庫の使用料については無償とする。

(貸出期間中の返却)

第9条 利用者は第7条に違反したときは貸出期間中であっても速やかに文庫を返却しなければならない。

- 2 法人は法人業務のために文庫が必要となったときは、貸出期間中であっても返却を求めることが出来る。その際、返却日等は双方協議の上で決定する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、法人が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年1月25日より施行する。